

【2011年1月11日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第18号 ■

適格退職年金の移行手続きを始めていますか？
～適格退職年金制度の廃止期限まで残り1年3カ月～

企業が金融機関を通じて年金資産を積み立てる仕組みである適格退職年金制度は、法人税法の規定により、平成24年3月末の廃止が決まっています。

廃止期限までに他の企業年金（厚生年金基金、確定給付企業年金、確定拠出年金）や中小企業退職金共済へ移行しない場合には、平成24年4月以降は税制上の優遇措置が受けられなくなります。

企業年金などへ移行するためには、制度設計、労使合意、行政の認可・承認などの手続きが必要であり、時間的猶予がありません。

まだ、手続きを始めていない場合は、早急に受託金融機関（適格退職年金契約を締結している生命保険会社・信託銀行など）にご相談ください。

【厚生労働省 HP】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/tekikaku.html>

【企業年金連合会 HP】

<http://www.pfa.or.jp/tekinen-iko/index.html>

【国税庁 HP】

<http://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/tekikakutaishoku/mokuji.htm>

★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>

★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>

★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>

★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」

へリンク) <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>

★注意事項についてはこちらをご覧ください。

<http://merumaga.mhlw.go.jp/>

★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
- 登録していないにもかかわらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
- 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
- 携帯メールなどには対応しておりません。
- 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
- 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。

=====